

「働き方改革」元年の働き方を考える

- 遂にパワハラ防止策を義務づける改正法が成立しました。大企業には、2020年4月から、中小企業は2022年4月から適用される見込みです。
- 改正出入国管理法が今年4月1日施行されました。外国人材の受け入れ拡大により、労働条件・労働市場のあり方が変わります。
- 高齢者がやりがい、生きがいを持って働くために会社、職場の同僚はどのような環境整備を整えたらいいのか、使用者、労働者が取り組むべき課題について学びます。

参加無料

令和元年

11月1日(金)

18:30~20:30

職場のハラスメント（セハラ・マハラ・パワハラ）

～法改正によるパワハラ防止措置義務の新設、ハラスメントに関する相談等を理由とする不利益取扱いの禁止など～
講師◆法政大学法学部 講師 山本 圭子 氏

令和元年

11月7日(木)

18:30~20:30

外国人労働者受け入れ拡大で変わる労働条件・労働市場のあり方

講師◆法政大学法学部 教授 沼田 雅之 氏

令和元年

11月13日(水)

18:30~20:30

高齢者の働き方と活躍のための環境整備

～働き続けたいを叶えるために。
働き方改革で高齢者の処遇はどのように設計するか～
講師◆法政大学法学部 講師 山本 圭子 氏

会場

茅ヶ崎市役所本庁舎 4階会議室1

対象

人事労務担当者、労働者など、どなたでも

定員

各回50名 事前申込制(先着順)

申込方法

電話(下記問合せ先)
ファクシミリ(裏面の申込書)
ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dh3/cnt/f7598/>

かながわ労働センター湘南支所

検索



「働き方改革」元年の働き方を考える 令和元年度短期労働講座

受講申込書

神奈川県かながわ労働センター湘南支所 宛



ふりがな 氏名※		連絡先 電話番号※	
住所 (市区町村名のみ)	市 区 町 村	受講者区分 (該当の数字に○印)	1 人事労務担当者(使用者) 2 労働者 3 労働組合員 4 その他
受講希望日※ (希望の枠に○を入れてください)		11/1 (金)	11/7 (木) 11/13 (水)
このセミナーを何でお知りになりましたか			

※必須事項 (必ずご記入ください) ■ 個人情報は本セミナーに関してのみ利用し、目的外には利用しません。

申込は先着順です。定員を超え、参加いただけない場合のみご連絡します。

連絡がない場合はご参加いただけますので、当日直接会場にお越しください。



会場案内：
茅ヶ崎市役所本庁舎
4F会議室1

所在地：
神奈川県茅ヶ崎市
茅ヶ崎1-1-1

■電車でおこしの場合

JR 東海道線茅ヶ崎駅下車。北口を出て徒歩7分。

■バスでおこしの場合

市民文化会館前バス停下車(神奈川中央交通 コミュニティバス)

■お車でおこしの場合

「市役所駐車場(有料)」の詳細はこちら

